

判決年月日	平成20年3月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成19年(ネ)10057号 平成19年(ネ)10069号		

「ELLE」の文字からなる著名な原告商標とロックバンド名を表示する「ELLEGARDEN」の文字からなる被告標章との類否につき、原告商標及び被告標章の構成、使用態様、本件ロックバンドの著名性等を認定した上、被告標章のうち上記文字を一連に表示した標章については類似性を否定し、「ELLE」と「GARDEN」を2段に表示した標章については類似性を肯定した事例

(関連条文) 商標法37条、不正競争防止法2条1項1号、2号

第1 事案の概要

1 一審原告は、1945年(昭和20年)12月14日、フランス法に基づき設立された会社であり、女性向けファッショング雑誌「ELLE」の発行を世界各国において行うほか、世界各国において商標「ELLE」を管理し、商標登録を受け、当該商標を付した各種商品の製造、販売及び各種役務の提供を展開している会社である。

一方、一審被告は、音楽録音物・映像物の原盤の企画制作等を目的とする株式会社で、ロックバンド「ELLEGARDEN」(本件ロックバンド)は同社に所属している。

2 本件は、商標「ELLE」についての商標権者でありこれを周知又は著名商標として使用する一審原告が、Tシャツ・リストバンド・ステッカー・タオル・帽子・スコアブック・音楽CD(被告商品)を販売等する一審被告に対し、Tシャツ・リストバンド・ステッカー・タオル・帽子・スコアブックについては商標法36条、不正競争防止法3条(2条1項1号又は2号)に基づき、音楽CDについては不正競争防止法3条(2条1項1号又は2号)に基づき、被告商品への被告標章「ELLEGARDEN」の使用差止等を求めた事案である。

3 これにつき原審の東京地裁は、平成19年5月16日、被告標章は原告商標に類似する、しかし、一審被告による被告商品の使用態様の一部は商標として使用されているとはいえない等として、一審原告の請求の大部分につき差止請求等を認容した。そこで、これを不服とする一審被告が控訴を提起した。

4 当審に至り、一審原告も、敗訴部分の取消しを求めるとともに、差止等を求める請求を追加する附帯控訴を提起した。

5 主要な争点は、原告商標と被告標章の類似性の有無である。

第2 裁判所の判断

裁判所は、原告商標と被告標章の類否について次のとおり判示して、一審原告のT

シャツ・リストバンド・ステッカー・タオル・帽子・スコアブックに関する請求は、商標法36条、不正競争防止法3条（2条1項1号又は2号）のいずれに基づくものについても理由がなく、一方、音楽CDに関する請求で附帯控訴がなされている部分は、不正競争防止法3条、2条1項1号及び2号のいずれに基づくものについても理由があるとして、原判決を一部変更した。

1 Tシャツ・リストバンド・ステッカー・タオル・帽子・スコアブックに関する請求について

a 上記…認定した事実によれば、本件E L L E商標は、1945年のフランスにおける同名雑誌の発刊当時から使用されてきたという歴史を有し、我が国においても同名雑誌の刊行や多くのライセンスを通じてそのブランドが広く浸透していることができ、少なくとも本件ロックバンドが結成された平成10年当時には著名であったと認めることができる。そして、一審原告は、「E L L E」ブランドを護持するため、一審原告がライセンスをする各種の商品に本件E L L E商標をして販売し、また本件E L L E商標を中心とした統一的な広告宣伝活動を開拓していることからすれば、上記のような「E L L E」ブランドの著名性は、縦に細長くそれぞれの文字の右端が上下に長く伸びた特徴的な字体を持つ本件E L L E商標自体の著名性と密接不可分なものとして展開してきたと認めることができる。

もっとも、「E L L E」との語はアルファベット4文字、称呼でみれば「エル」の2文字という、極めて簡単な構成からなっており、しかも、その原義はフランス語としては極めて普遍的な代名詞（「彼女」の意）であることから、我が国において「E L L E」を含む商標が被服その他を指定商品として多数登録されているのが実情である。その意味では、上記のような「E L L E」の歴史的経緯ないし特徴ある本件E L L E商標を離れてその構成自体をみた場合、識別力が顕著に高いものとは必ずしもいい難い側面がある。

b そこで本件における被告標章についてみると、本件音楽CDを除く被告商品における被告標章は、いずれもほぼ同大・同色・同フォントで一連一体にまとまりよく表記してなるものであり、「E L L E」と「G A R D E N」との間に顕著な懸隔は見当たらず、これらを殊更に分断して把握すべき外的外形的な事情も見当たらない。

また、前記のとおり、これら被告標章の現実的な使用態様は、骸骨が刃物を振りかざしていたり、骸骨から血のようなものが滴り、その下に血溜まりができているなどといったデザインと一体として用いられ、あるいは頭蓋骨を意味する「S K U L L」や罵る言葉である「S H I T」といった一般に嫌悪感を醸させるような言葉とともに並記されていることが認められる。このようなデザインや言葉のイメージは、女性向け、家庭向けの清潔なイメージを販売広告戦

略とする「 E L L E 」ブランドのイメージとはおよそ重なる余地がないものといわざるを得ない（なお、「 E L L E 」のカタログや雑誌において、骸骨の姿を主要なモチーフとして用いているロゴは見当たらない。）。その意味で、被告標章ないしその現実的な使用態様から喚起される被告商品の製造販売主体のイメージと、前記のような歴史的な経緯に立脚し、本件 E L L E 商標とともに形成されてきた一審原告のブランドイメージとは到底合致しないものというほかない。

そして、被告商品の販売方法についてみても、本件ロックバンドの行うライブツアーの際に販売される場合は当該商品の出所の混同を考慮する必要はないということができるし、被告ウェブサイトにおける販売についてみても、購入に至るまでには複数のステップがあり、その中には同サイトが一般の被服等を販売するサイト、とりわけ一審原告のようなファッショングループの商品を販売するサイトではなく、ロックバンドのファンサイトであると容易に気付かせるような表示が随所に見られるのであるから、このような販売方法による場合であっても、これを購入しようとする者が当該商品の出所の混同を来す場合があるとは容易に想定し難いというべきである。

これらに加え、本件ロックバンドそれ自体が我が国においてオリコンチャートで1位を獲得する程度に著名なグループであり、「 E L L E G A R D E N 」という名称はそのような本件ロックバンドを表す固有名称として平成10年当時から継続的に使用されていたという事情も、出所の混同の有無を検討する際、無視することができない要素ということができる。

- c 以上述べたところを総合的に考慮すると、被告標章は、それ自体の体裁、その現実の使用態様におけるイメージ、実際の販売方法、著名なロックバンドの名称として相当程度の期間使用してきたという事情等からして、原告登録商標ないし本件 E L L E 商標が著名であることを考慮したとしてもなお、「 E L L E G A R D E N 」という被告標章を「 E L L E 」部分と「 G A R D E N 」部分とに分断すべきものと解することはできない。
- d 以上を踏まえて、原告商標と被告標章の類否を検討する。

原告登録商標である「 E L L E 」のアルファベット4文字と、一連一体として10文字のアルファベットからなる「 E L L E G A R D E N 」との被告標章は、その文字数が明らかに異なるから外観が類似するということはできない。

また、観念についても、前者はフランス語の代名詞、服飾等の著名ブランドとしての「 E L L E 」ブランド等の観念が生じるのに対し、後者は造語であり、本件ロックバンドを知る者にとってその旨の観念を生じさせるほかは、特定の観念が生じることはない。

称呼については、原告登録商標である「 E L L E 」は、ローマ字読みで「エ

レ」、「エッレ」、「エルレ」といった称呼が生じ得るほか、著名な商標としての「エル」の称呼を生じるということができる。これに対し、被告標章である「E L L E G A R D E N」は造語であることから、本件ロックバンドを知る者にとっては直ちに「エルレガーデン」の称呼が生じることになるほかは、一般的な称呼は生じず、せいぜい、上記「ELL E」の称呼（「エレ」、「エッレ」、「エルレ」）と、これを除いた部分である「GARDEN」の部分に「ガーデン」との称呼を生じ、両者を併せた称呼として、「エレガーデン」、「エッレガーデン」、「エルレガーデン」、「エルガーデン」といった称呼を生じることになる。

以上によれば、両者は外観、觀念、称呼のいずれにおいても類似するということはできず、これに前記のような取引の実情を併せ考慮すると、原告商標と被告標章とが類似するということはできない。」

2 音楽CD（被告標章(10)）に関する請求について

「イ …被告標章(10)は…「ELL EGARDEN」の表示を敢えて2段にし、かつ、そのうち「ELL E」の部分を大きく、「GARDEN」の部分を小さく表示しており、しかも、当該「ELL E」の部分は、両端の「E」の部分が上下に長くなっているものの、全体の印象としては本件ELL E商標に極めて類似したデザインを採用しているものであるから、被告標章(10)の要部は、その余の被告標章と異なり、「ELL E」の部分にあると認められる。

そうすると、本件ELL E商標と被告標章(10)とは、外観、称呼及び觀念において類似するといわざるを得ない。」